

報道機関各位

令和8年熊本地震による被災者への市税に係る支援措置について

令和8年熊本地震の被災者に係る市税については、下記のとおり、申告・納付等の期限の延長及び納税の猶予又は減免に係る措置が適用されます。

※ 該当すると考えられる事例

- ・ 法人市民税 本店が対象地域（被災地）に所在し、北九州市内に支店が所在している法人
- ・ 固定資産税 対象地域（被災地）に居住されている方で、北九州市内に土地や家屋などの固定資産を所有している方

1 申告・納付等の期限の延長

(1) 対象地域

熊本県八代市、宇土市、宇城市及び八代郡氷川町

(2) 延長の対象となる方

ア 対象地域にお住まいの個人

イ 対象地域に主たる事務所又は事業所をお持ちの法人

【対象税目】個人市民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、事業所税等

【対象者数】100者程度（本日時点）

(3) 延長する期限

令和8年7月28日以降に到来する申告、申請、請求その他書類の提出又は納付
若しくは納入に関する期限

(4) 延長後の期限

後日指定（後日定められる国税の延長後の期限に準じる。）

2 納税の猶予又は減免

地方税法及び北九州市市税条例に基づき、必要に応じて納税の猶予（徴収猶予及び換価の猶予）又は減免措置を適用する。

(1) 市税を納付・納入することが困難な被災者について、その申請により、原則として1年以内の期間を限って徴収を猶予する。

(2) 今般の地震により、売上げが減少するなどして市税を一時に納付すると事業の継続や生活の維持が困難になる納税者について、その申請により、原則として1年以内の期間を限って換価を猶予する。

(3) 北九州市市税条例施行規則に定める要件を満たす被災者について、その申請により、市税を減免する。

3 被災者への周知

(1) 北九州市のホームページ

(2) 現時点で把握している該当者へ対しては、重ねて書面で通知

【問い合わせ先】

(市税に係る支援措置について)

財政・変革局税務部税制課 佐藤、芦屋

電話 093-582-2030

(令和8年熊本地震支援本部について)

危機管理室危機管理課 小林、松下

電話 093-582-2110